

伊手だより2月号

[発行]伊手振興会(伊手地区センター)

〒023-1761 奥州市江刺伊手字西風54番地

TEL・FAX 0197-39-2121

E-mail ideshink@pup.waiwai-net.ne.jp

オリジナル原稿(カラー)は、奥州市ホームページよりご覧ください。

今年は
北北西



振興会

臨時総会を開催します

令和2年12月から「伊手振興会事業及びバス交通計画(地域交通)に係る検討委員会」を設置し、計6回の検討会を開催し検討を重ね、伊手地区コミュニティ計画(案)を策定しました。1月28日の理事会で協議いただき、2月4日(金)の臨時総会に提案することとなりました。なお、決定いただいた計画は全戸配布します。また、後日各部ごとに新しい計画を基に令和4年度活動計画(案)をまとめていただきますので、部員の皆様のご協力をよろしくお願いします。



生涯学習部

江刺教育振興運動 実践発表会開催!

2月19日に江刺中央体育館で開催される実践発表会において、在学青少年社会参加活動表彰を和川栄一さん(7区)が受賞されます。米とりんご作りの伊手小学校体験学習の指導に長年ご尽力をいただいたことに対する表彰です。



環境保健部

リサイクル活動に 燃えるごみ袋を配布します!

公衆衛生組合連合会より振興会に交付された令和3年度リサイクル活動費を活用して、振興会加入世帯に燃えるごみ袋(大)1冊20枚入りを2月に配布します。ご協力ありがとうございました。



体育振興部

今年度の体育事業を終えました

1月23日に行う予定でした第42回伊手地区卓球大会は、新型コロナウイルス感染症急拡大に伴い、中止としました。今年度開催できた事業は、ゲートボール交流大会、グラウンドゴルフ大会、ウォーキングの3事業でした。また、令和3年度自治会対抗総合優勝を選ぶことはできませんでした。思いっきりスポーツを楽しむ日が早くきてほしいですね。



活動報告をお願いします

令和3年度活動補助金の交付を受けている団体の代表者は、地区センターへ事業実績報告書(活動報告)の提出をお願いします。不明な点等ありましたら、地区センターへお問い合わせください。

★期日 3月30日(水)まで

民生委員変更のお知らせ

1区民生委員 菅原 三名子さん

任期は令和4年11月30日までです。

よろしく申し上げます。

前任の宍戸好子さんおつかれ様でした。


凍結路面による 事故多発！

《冬道走行の注意点》

【前車との十分な車間距離】
雪道や凍結路面では、乾燥路面の3倍以上の停止距離が必要です。前車との車間距離は十分にとりましょう。

【カーブ手前での減速】
カーブに入る前に十分減速する「スロー・イン」で安全走行をしましょう。

【下り坂の手前での減速】
下り坂に入る前に十分に減速し、エンジンブレーキ等を使用して安全に下りましょう。



奥州警察署管内犯罪発生状況



《令和3年1月1日から令和3年12月31日の間》

罪種 手口	件数	凶悪犯 (強盗等)	粗暴犯 (暴行等)	窃盗犯 (空き巣等)	知能犯 (詐欺等)	その他
令2年 (件数)	210件	1件	11件	161件	4件	33件
令3年	250件	0件	23件	186件	8件	30件
前年比	+40件	-1件	+12件	+25件	+4件	-3件

○ 発生件数が上昇傾向にあります。今後も常に防犯対策を心掛け、お出掛け等の際は、**鍵掛けを忘れずに!**

岩手県内交通事故情報 死者数35人

令和3年中の交通死亡事故発生状況
死者数35人(前年比-11人)
でありました。

奥州警察署管内では、
死者数2人(前年比-5人)と減少し、更に人身事故の発生も201件(前年比-37件)と減少しました。薄暮時や高齢者の方が運転する車両の交通事故が依然として多い状況であります。常に安全運転を心掛けましょう。



伊手駐在所だより

奥州警察署
伊手駐在所
☎39-2215

サイバー空間の脅威に立ち向かう社会全体の意識の向上!

～サイバー犯罪に強い社会づくり～

個人の財産やプライバシー、企業の営業秘密や顧客情報を狙ったサイバー犯罪が相次いでいます。

県民一人ひとりの情報セキュリティ意識やモラルを向上させ、「サイバー犯罪に強い社会づくり」を推進しましょう。

《インターネットを安心・安全に利用するために》

- @ パソコンやスマートフォンには、ウイルス対策ソフトを入れ、常に最新の状態に更新するなどセキュリティ対策を実施しましょう。
- @ インターネットショッピングなどのサービスを利用する場合、自分のIDやパスワードをしっかり管理しましょう。
- @ 不審なメールが送信されても、開かないで削除する。
- @ 「偽サイト」が蔓延しています。信頼できるサイトを利用しましょう。



※右のQRコードをご活用下さい。
岩手県警のホームページに繋がります。



運転免許証の返納制度

～ 運転免許証を自分の意思で返すには ～

1 「免許証を返納する」って?

加齢や病気、ケガの後遺症により「運転しない、家族から止められている」、運転することに「自信がない」などと思っている方が、自分で運転しないことを決めて、更新の時期を待つことなく、自主的に免許証を返納することが出来ます。

(「運転免許の取消申請」といいます。)

この手続きは次のとおりです。

○有効な運転免許証が必要です。

(失効免許をお持ちの方はお問い合わせ下さい)

○運転免許センターまたは警察署や最寄りの交番、駐在所に申請してください。

2 「免許証を持っていたことの証明を受ける」には

○免許証を自主返納した方は、「運転経歴証明書」を申請することが出来ます。

○申請できる期間は、返納した日を含め5年以内です。(申請する場合は写真1枚必要です。)

○運転経歴証明書の交付を受けるには、手数料として、1,100円分の岩手県収入証紙が必要です。

(岩手県収入証紙を申請書に貼付の上、提出して下さい)



伊手駐在所管内交通事故発生状況(令和3年中)

地区	人身事故	物損事故	合計
藤里	0件(-1件)	10件(±0件)	10件(-1件)
伊手	0件(±0件)	5件(-10件)	5件(-10件)

()前年比